

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 監査人の交代

最近、新聞等において監査リスクなどの理由で監査人交代の記事をよく目にします。

今回は「監査人の交代」に関して、監査人と被監査会社から見た留意点を検討します。

1 監査業務引継ぎの実務指針

前任監査人との監査業務の引継ぎは、監査基準委員会報告書第 33 号「監査人の交代」に即して実施されます。引継ぎは、予備調査、役員面談、前任監査人面談、監査調書の閲覧等が必要とされています。その際、顧客情報の守秘義務には最大限の注意を払います。

2 監査人から見たポイント（監査業務受嘱の判断事項）

後任監査人（新監査人）は業務受嘱に際して、以下の事項を重点的に検討します。

- 1) 前任監査人の監査意見（適正意見か否か、ゴーイング・コンサーン注記の有無。不適正意見や意見不表明の場合、受嘱は事実上困難です。）
- 2) 監査人交代の理由（顧客が監査に非協力的な場合は、意見不表明につながる要因となり、受嘱には消極的になります。）
- 3) 会計処理に関する見解の相違（事実関係と双方の主張を慎重に検討します。）
- 4) 監査報酬（いわゆるダンピング受嘱は容認されていません。後任監査人の自己判断による見積りとなります。）

3 被監査会社から見たポイント

1) 監査人交代に関する手続

(1) 東京証券取引所の開示手続

上場会社の業務執行を決定する機関が、「有価証券報告書に記載される財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動」を行うことを決定した場合、直ちにその内容を開示することが義務付けられています（有価証券上場規程第 402 条第 1 号）。後任監査人が決定していない場合であっても、前任監査人が辞職した場合などは、開示の義務が生じます。

(2) 会社法上の手続

会計監査人の選任は株主総会の決議事項です（会社法第 329 条 1 項）。

この議案の提出には、監査役会の同意が必要です（会社法第 344 条 1 項、3 項）。

2) 後任監査人（監査法人）選択のポイント

監査の効率性、品質管理体制の必要十分性、海外ネットワーク、風評リスクの有無など。

お見逃しなく！

平成 19 年 4 月 1 日から上場会社監査事務所登録制度が開始されました。

日本公認会計士協会のホームページ（<http://www.hp.jicpa.or.jp/>）の「上場会社監査事務所登録情報」には、事務所名称、代表者、品質管理システムの方針・手続の概要、事務所の沿革、連絡先、常勤公認会計士数、監査対象会社数などの事務所概要、行政処分、会計士協会の懲戒処分を受けた場合の概要等が公表されています。